

林地開発許可の状況について

(令和6年1月1日から令和6年11月30日まで)

令和7年1月22日
水源環境保全課 森林保全グループ

1 林地開発許可制度の概要

- (1) 林地開発許可制度の概要
- (2) 森林審議会への諮問について

2 林地開発許可の状況について (報告事項)

(令和6年1月1日から令和6年11月30日まで)

林地開発許可制度について

○昭和49年の森林法改正で発足

背景：昭和40年代における森林の無秩序な開発が社会問題となり、適切な森林の利用を確保することを目的とする開発制度が必要となった。

対象となる開発行為は？

1haを超えて森林を開発する場合です。

地域森林計画対象の民有林を、一時的な土石の採掘や林地以外への転用など、土地の形質を変える行為によって1haを超えて開発する場合、都道府県知事の許可が必要です。



開発の例を
あげると…

- 住宅団地
- 別荘地
- ホテルなどの宿泊施設
- ゴルフ場やスキー場
- 遊園地などのレジャー施設
- 土捨て場
- 土石等の採掘
- 太陽光・風力等の再生可能エネルギー発電設備 …など

なお、令和5年4月1日から太陽光発電施設の設置を目的とした開発は、0.5haを超えて開発する場合、許可が必要になります。

許可の基準は？

森林の働きが損なわれないことです。

4つのチェックポイント

1 災害を防ぐ働き

開発によって、周辺に土砂の流出や崩壊、その他の災害を発生させるおそれがないこと。

災害を防止するための工法や施設の設置などの措置が必要な場合があります。



2 水害を防ぐ働き

開発によって、計画地の流域内に水害を発生させるおそれがないこと。

洪水を調節するための施設の設置などの措置が必要な場合があります。



3 水を育む働き

開発によって、地域の水量・水質などに影響を与え、水の確保に支障をきたすおそれがないこと。

水量を確保したり、水質の悪化を防ぐための施設の設置などの措置が必要な場合があります。



4 環境を守る働き

開発によって、周辺の環境や景観を悪化させるおそれがないこと。

開発目的ごとに残さなければいけない森林の割合や配置が決まっています。



以上の4基準の全てに合致し、事業実現の確実性がある開発行為は、**許可しなければならない。**

(参考) 現行で効力を有する林地開発許可の状況

(神奈川県・R6.11.30現在)

開発目的	件数	面積 (ha)
工場、事業場の設置	5	56.01
宿泊施設、レジャー施設の設置	1	2.29
土石等の採掘	32	461.51
産業廃棄物処分場の造成	1	4.84
道路の新設若しくは改築	17	76.12
建設発生土処分場の造成	7	34.61
総計	63	635.36

「土石の採掘」と「道路関係」で、約8割を占める。

(2) 森林審議会への諮問

